

令和5年度事業計画書

宝塔保育園

1. 基本方針

○保育理念○

社会福祉法人照隅会の運営する宝塔保育園は、児童福祉法及び保育所保育指針に基づき、保育に欠ける乳幼児の保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とした児童福祉施設です。

生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な乳幼児期を、子どもらしく充実して過ごすことができる生活の場となるように、私たちは常に子供の最善の利益を考慮し、安全・安心で豊かな環境づくりに努めます。

保育にあたっては子どもの人権や主体性を尊重し、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、ひとりひとりのかけがえのない命と個性を大切にしながら、豊かな遊びや生活体験を通して、心も体も元気に生きる力の基礎を育てます。

そのために、職員は豊かな愛情と専門知識、技術及び判断力をもって子どもを保育するとともに、常に子どもから学び、子どもとともに成長する姿勢を忘れず、知識の習得と向上に努め、保育の質の向上を図ります。

○保育方針○

赤ちゃんが全身で見せる、喜びの笑顔。子どもたちが様々な場面で見せる、いろいろなうれしい笑顔。大人たちが子どもたちに見せる、愛する笑顔。そんな笑顔を大切に、保育をしていきます。

子どもたちが生活する場所は、家庭保育の延長であり、安心と信頼、発見と驚き、満足と喜びあふれる遊びの場所、心を育てる場所であるということを大切にします。

「遊ぶこと」「食べること」「寝ること」、は子どもの心身の発達に重要で欠くことのできないものと考え、このことが十分に、安全に、楽しくできる環境づくりに努めます。子どもたちが子どもらしく、心身ともに健やかにのびのびと育つ保育をしていきます。

○個々の子どもの生活リズムを大切にし、個人差に応じた保育を心がけています。

○子どもの発達段階をよく理解して保育します。

○子どもの視点に立って、安心して楽しくのびのび活動できるよう保育します。

○規律のある集団生活の中で、自己活動を尊重した保育に努めます。

2. 職員配置

園長	副園長	主任保育士	正規保育士	非常勤保育士	栄養士	調理員	事務員	合計
1名	1名	1名	10名	6名	1名	3名	1名	24名

園児数、保育士配置計画（4月1日現在）

クラス	ほし	ゆき	はな
年齢	2歳児	1歳児	0歳児
園児数	22名	20名	4名
保育士配置	5名	6名	4名

3. 保育目標

「こころもからだもすこやかに」

4. 保育の方法

研修などを通して、自ら人間性と専門性に努める。守秘義務などの禁止を心に止めながら、一人ひとりに愛情を持って保護者や子どもと関わる。

5. 保育環境

子どもの生活が安定し、活動が豊かなものとなるように計画的に環境を作成し、工夫して保育を行う。

6. 保育内容

子どもの発達段階を検討の上、統計的に年間計画を立てる。月齢、年齢別カリキュラム、月間、週間カリキュラム、日案を立て、計画的な保育を行う。

7. 保育計画

一人ひとりの発達の過程や家族の意向を考慮しながら作成する。保育が適正に進められているか把握する等、保育の過程や結果を記録し、自己の保育を評価、反省することに努める。

8. 健康管理

園児は健康診断（年2回）実施。予防接種チェック表を用い、接種状況の把握を行う。

職員については、健康診断、レントゲン（年1回）を行い、重ねて日々の健康管理に気を配り、健康と安全に努める。

9. 職員の研修計画

・群馬県日本保育協会

・群馬県保育協議会

・前橋市私立保育園連絡協議会

・前橋市総合教育プラザ幼児教育センター

*上記研修参加の報告については、毎月の職員会議において、報告、討議、反省等の園内研修を行い保育の向上に反映させる。

*職員会議は毎月1回、必要に応じ随時開催。

*リーダーミーティング、毎週1回開催。

*給食会議、保育会議、毎月1回開催。

10. 給食、保健衛生

- ・アレルギーのある園児に対し、チェック表をもとに対応する。
- ・調理室の衛生管理の徹底を図る。
- ・インフルエンザ等、発生予防のため、手洗い、うがいの励行。
- ・感染症対応マニュアルの作成。
- ・給食管理マニュアルの作成。

11. 安全対策

火災、地震を想定した訓練を毎月 1 回実施。

不審者侵入を想定した訓練を年 2 回実施。

災害を想定した訓練を年 1 回実施。

12. 年間行事予定

*別紙参照

*誕生会は 2 か月ごとに実施。

*上記の内容は園だよりを発行して、毎月の行事、給食献立、クラスの様子など保護者への周知を図る。

令和5年度 事業計画書

総社保育園

1. 基本方針

○ 保育理念

- 1 児童福祉法及び保育所保育指針に基づき、子どもの最善の利益を考慮し、心身ともに健やかに育てる保育を行います。
- 2 子どもの人権や主体性に配慮し、一人一人の個性と人格を尊重した保育を行います。
- 3 豊かな愛情と専門知識をもって子育て家庭の支援を行い、地域社会に貢献します。

○ 保育目標 「やさしく かしこく 健やかに」

- (園児の姿) ○ 思いやりのある子 ○ なぜに気づき考える子
○ のびのび元気いっぱいの子

○ 保育方針

- 1 子どものありのままを受容し、愛情深く関わることで、子どもが信頼感をもち安定して明るく元気に生活できるようにします。
- 2 自分と違う相手の思いがあることに気づき、仲良く遊べる豊かな心を育むよう援助します。
- 3 子どもが生き生きと活動できる環境を用意し、工夫したり考えたりしながら主体的に関わろうとする姿を見守り、適切に援助します。
- 4 保育計画やマニュアルに沿って、安全で安心できる保育をします。
- 5 子どもの発達について職員が共通理解し、一人一人の心と体の育ちに配慮した保育をします。

○ 経営方針

一人一人の子どもが安心して生活し、主体的に活動することのできる豊かな生活の場の創出に努めます。その実現のため、以下の目標の下、日々の養護と保育を担う保育士の、専門職としての職能成長を図ります。

(保育士の姿) 「信頼される保育士集団の形成」

- ・ 一人一人の子どもの個性や可能性を引き出し伸ばす保育士
- ・ 豊かな専門知識を有し、謙虚な姿勢で保護者を支援する保育士
- ・ 協働して取り組み、チームで対応する力に優れている保育士

○ 重点項目

- 1 一人一人の子どもが安心して生活し、主体的に活動できる豊かな環境づくりに努めます。
- 2 地域や保護者から信頼される、養護と教育が一体化した保育を推進します。
- 3 地域における子育て支援の中核的存在として、子育て支援事業に積極的に取り組みます。
- 4 研修会参加やOJTを通して、職員一人一人の資質向上と専門知識の定着を図ります。

○ 特色ある保育活動

- * 探求的な遊びを通して学びを深める子ども主体の保育活動を重視するとともに、地域に根ざした特色ある保育活動の創造に努めます。
- ・ 戸外の遊びを楽しむ活動を充実させて、個々の育ちを大切にされた保育を行います。
- ・ お年寄りや異年齢児等との交流を通して、思いやりとやさしさを育む保育を推進します。
- ・ 野菜栽培や給食を通して、食の楽しさや大切さを体験し、好ましい食育の基礎を育みます。
- ・ 妊婦さんや子育て中の方を対象とする元気保育園子育て応援事業に積極的に取り組みます。
- ・ いつでも、子育ての心配事や困った事などの育児相談を受け入れ、親身に対応します。

2. 職員配置

園長	副園長兼 主任保育士	保育士	臨時 保育士	栄養士	調理員	看護師	支援員	合計	園児数、 保育士配置 計画（4月 1日現在）
1	1	7	7	1	1	1	1	20	

クラス	りす	うさぎ	ぱんだ	ぞう
年齢	1・2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
園児数	6名	18名	30名	26名
担任	眞下・須田	日野・鹿子島	富田・宇田川	目黒・吉田
副担任・補助	宮地・榊原	青山・沖・川口・松岡・立見		
一時保育	宮地・榊原			
元気保育園	松岡			

3. 保育計画

- (1) 別紙「全体的な計画」（保育課程）参照
- (2) 別紙年齢別「年間指導計画」参照
- (3) 在園児の発達段階を考慮して「月間指導計画」を作成し、質の高い保育を提供します。
- (4) 保育日誌を活用し、週案と日案に基づく計画的な保育を実施し、活動の様子を記します。

4. 健康管理

- ・園児は、嘱託医による定期健診を年2回受ける（但し、市の方針が年1回を原則とすることが示された場合は、1回とする）。また、嘱託歯科医による歯科検診を年1回受けさせます。なお、幼稚園に準じ、尿検査を年度の初めに行います。
- ・職員は、群馬中央病院の定期健診を年1回受けるようにします。
- ・保健だよりを毎月発行し、感染症予防や予防接種等に対する保護者の啓発を図ります。

5. 給食、保健衛生

- ・アレルギー児への対応については、全職員の共通理解を図り、何重ものチェックがかかるようにし、間違いが起こらないようにします。
- ・調理室の衛生管理を徹底し、持ち込み食材を使うことがないようにします。
- ・感染症対応マニュアルを作成し、職員の衛生管理を徹底します。

6. 安全対策

- ・別紙「避難訓練・消火訓練実施計画表」に則り、月1回の火災や地震を想定した避難訓練を実施し、園児の火災や地震への防災意識を高めます。また保護者協力のもと、引き渡しカードを作成、それに基づいた引き渡し訓練を実施し、災害時の園児の引き渡しが円滑に行えるようにします。
- ・年2回、西消防署の指導を受け、防災面に於ける職員の対応力を高めます。
- ・別紙「防犯・災害訓練実施計画表」に基づき、月1回の防犯・災害への対応を想定した訓練を実施します。
- ・年1回、市危機管理課から防犯指導員を招いて実地訓練を行い、職員の防犯意識を高めます。